

松戸市新病院開設支援総合コンサルティング業務委託に係る
公募型プロポーザル実施に係る手続開始の公告

松戸市病院事業公告第6号

公募型プロポーザルにより業務受託者の選定を行うので、次のとおり公告する。
平成25年7月11日

松戸市病院事業管理者 植村 研一

1 業務の概要

(1) 業務名称

松戸市新病院開設支援総合コンサルティング業務

(2) 業務内容

「松戸市新病院開設支援総合コンサルティング業務委託仕様書」による。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から平成29年3月31日まで

なお、契約締結日、期間、納期の詳細については協議の上別途決定する。

(4) 委託金額・支払条件

金 40,000千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、契約内容の規模を示すためのものである。

※支払いについては、各年度の業務履行状況を確認のうえ、年度毎に分割して行うものとする。なお、平成25年度の支払いについては、10,000千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とし、平成26年度から平成28年度については本業務契約時に協議のうえ設定した各年度の支払い上限額（総額を債務負担設定金額30,000千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。）を基に、平成26年度及び平成27年度については出来高部分について、平成28年度については業務完了後支払うものとする。

2 参加資格

企画提案書等を提出するもの（以下、「提案者」という。）は、参加表明書類提出期限（平成25年7月23日）現在において、以下の各号に掲げるすべての要件を満たす者であること。なお、契約を締結するまでの間に、以下の各号に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、原則として、参加資格を取り消すものとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次に該当しない者。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は本プロポーザルの公告前6ヶ月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出したものの。

イ 会社更生法の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの。

ウ 民事再生法の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの。

(2) 国税、都道府県税、市区町村税の滞納がないこと。

(3) 平成24年度・平成25年度松戸市入札参加業者資格者名簿に登録されている者

のうち、本プロポーザルの公募開始日から契約締結日までに、松戸市建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

- (4) 松戸市暴力団排除条例（平成24年度条例2号）第9条に規程する排除の対象となっていないこと。
- (5) 仕様書に定める業務を実施することができること。
- (6) 本市が指定する業務範囲のとおりの見積書が提出できること。
- (7) 平成15年4月1日以降に、医療法第1条の5に規定する病院であり、かつ、一般病床300床以上を有する病院（国公立病院又は公的病院に限る）の開院に関して、「運営システムに関する支援業務」「医療情報システムに関する支援業務」「業務委託に関する支援業務」「医療機器整備に関する支援業務」「備品整備に関する支援業務」「物流管理システムに関する支援業務」「移転計画に関する支援業務」をそれぞれ一度は受託し、完遂した実績があり、かつ、受託した業務項目数が10以上であること。

3 実施要領等の交付期間及び入手方法

(1) 交付期間

平成25年7月11日（木）から平成25年7月25日（木）まで

(2) 交付資料

- ア プロポーザル実施に係る手続開始の公告の写し
- イ プロポーザル実施要領（本書）
- ウ 業務委託仕様書
- エ 様式
 - ① 参加表明書【様式第1号】
 - ② 会社概要【様式第2号(1)】
 - ③ 業務実績書【様式第2号(2)】
 - ④ 誓約書【様式第3号】
 - ⑤ 質問書【様式第4号】
 - ⑥ 提案書類【様式第5号～9号】

オ 新病院整備基本計画（改訂版）

(3) 交付方法

松戸市病院事業ホームページよりダウンロードすること。

URL：<http://www.city.matsudo.chiba.jp/mch/>

4 参加表明書類の提出方法

(1) 提出期間

平成25年7月11日（木）から平成25年7月25日（木）午後5時まで

(2) 提出場所

〒271-0064

松戸市上本郷3978番地

松戸市病院事業建設事務局 電話047-703-5855

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）で提出すること。

持参の場合は、土日祝日を除き、各日午前8時30分から午後5時までとする。

郵送の場合は書留郵便によることとし、平成25年7月25日（木）午後5時までに到着したものに限り受け付けるものとする。

- (4) 提出部数
各様式 1 部
- (5) 提出書類
 - ア 参加表明書【様式第 1 号】
 - イ 会社概要【様式第 2 号(1)】
 - ウ 業務実績書【様式第 2 号(2)】
 - エ 誓約書【様式第 3 号】
 - オ 決算書（直近の事業年度の貸借対照表及び損益計算書）
- (6) 提出書類の不受理
提出された参加表明関係書類の内容について、参加資格要件を満たさないことが明らかな場合は、参加表明関係書類の提出期限後 3 日以内に書面により不受理の通知を行う。

5 質問及び回答

- (1) 提出期間
平成 25 年 7 月 11 日（木）から平成 25 年 7 月 17 日（水）正午（1 回目）
平成 25 年 7 月 17 日（水）正午から平成 25 年 7 月 25 日（木）正午（2 回目）
- (2) 提出方法
質問書【様式第 4 号】を作成し、電子メールにて下記のアドレスまで提出すること。また、電子メールの件名については、「【企業名】松戸市新病院開設支援総合コンサルティング業務プロポーザル質問書」とすること。なお、電話、FAX 及び訪問による質問は一切受け付けない。
松戸市病院事業建設事務局【E-mail : mcbkj@city.matsudo.chiba.jp】
- (3) 回答期日
平成 25 年 7 月 22 日（月）午後 5 時まで（1 回目）
平成 25 年 7 月 29 日（月）午後 5 時まで（2 回目）
- (4) 質問及び回答の取り扱い
提出された質問の内容によっては、今回のプロポーザルに参加するすべての者に対し、質問及び回答を報告する場合がある。また、質問の回答は実施要領又は仕様書の追加又は修正とみなす。

6 提案書の提出方法

- (1) 提出期間
平成 25 年 7 月 11 日（木）から平成 25 年 8 月 1 日（木）午後 5 時まで
- (2) 提出場所
〒271-0064
松戸市上本郷 3978 番地
松戸市病院事業建設事務局 電話 047-703-5855
- (3) 提出方法
持参又は郵送（書留郵便に限る）で提出すること。
持参の場合は土日祝日を除き、各日午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
郵送の場合は書留郵便によることとし、平成 25 年 8 月 1 日（木）午後 5 時までに到着したものに限り受け付けるものとする。

(4) 提出部数

正本1部、副本15部（副本はコピーで構わない。）、電子媒体（CD等）にて1部提出すること。なお、電子媒体のファイル形式はMicrosoft Word又はMicrosoft Excel又はMicrosoft PowerPointの形式で提出すること。

提案書は1部ごとにフラットファイルに綴じて提出することとし、各書類のコピー等が可能なように、糊付け、ホッチキス留め等を行わず、容易に分割できる体裁とすること。

7 ヒアリング

提案者に対して、提案に対する質疑及び補足説明を求めるため、ヒアリングを実施する。

(1) 実施日時

平成25年8月上旬（後日、提案者に対して日程を連絡する。）

(2) 実施場所

〒271-8511

松戸市上本郷4005番地

国保松戸市立病院内（予定）

8 受託者の選定

(1) 選定方法

提案書及びヒアリングを踏まえて、「新病院開設準備検討委員会」（以下「検討委員会」という。）が審査を行う。総合的に審査の上、最も優れた提案を行った者及び次点者を選定する。

なお、各審査員の持ち点は100点、各審査員の評価点を合算した総合点数を900点とし、総合点数の6割を最低基準点とする。最低基準点に満たない者は選外とする。

(2) 選定結果の通知

選定結果は提案者全員に書面により通知する。（平成25年8月上旬予定）

(3) 非選定理由の説明

ア 提案者のうち、選定されなかった者に対しては、選定しなかったこと及びその理由（非選定理由）を書面により通知する。

イ 非選定理由の通知を受けた提案者は、通知の日の翌日から起算して7日以内に非選定理由についての詳細説明を書面により病院事業管理者に求めることができる。

ウ 非選定理由についての詳細説明を求められたときは、その翌日から起算して10日以内に、書面により回答する。

(4) 提案者が1者又はない場合の取扱い

検討委員会にて、プロポーザルの続行又は中止について協議し決定する。

9 契約手続き

(1) 選定後の手続き

最も優れた提案を行った者と選定結果通知の日から10日以内に契約の手続きを行う。

(2) 次点者の取扱い

最も優れた者との間で契約締結に至らなかった場合には、次点者と契約の手続

きを行う。

- (3) 契約書の作成
 - ア 契約書を作成する場合には、受託者は、交付された契約書に記名押印し、契約書の取り交わしを行うこと。
 - イ 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
 - ウ 本契約は契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。
- (4) 契約時の提出書類
 - ア 履歴事項全部証明書
 - イ 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないことの証明
※国税は納税証明書（その3の3）に限る。
 - ウ 印鑑証明書
- (5) 契約保証金
 - 契約金額の100分の10以上とする。ただし、松戸市病院事業会計規程第110条第3項第1号、第2号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

10 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) この要領に定める手続以外の方法により本市の職員及び本市の関係者にプロポーザルに対する援助を求めた場合。
- (2) ヒアリングの時間に遅れた場合。
- (3) 提出された見積額が、提案上限額を超過している場合。
- (4) 各書類の提出方法及び提出期限に適合しない場合。
- (5) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (6) 虚偽の内容が記載されている場合。
- (7) その他（提出された書類が次の各号のいずれかに該当するときは失格とする場合がある。）
 - ア 様式に適合しない場合
 - イ 記載すべき事項以外の内容が記載されている場合

11 その他

- (1) プロポーザルに関して用いる言語は日本語、金銭の支払いに用いる通貨は円、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (2) 公告の日から受託者の選定が終了するまでの間、検討委員会委員及び担当部局関係職員に対する営業活動を禁止する。
- (3) 提出期間中に参加表明書が到達しなかった場合には、提案書の提出はできない。
- (4) 参加表明書及び提案書の作成及び提出等に要する費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書は返却しない。
- (6) 提出された参加表明書及び提案書は、提案者の選定及び受託者の選定の用以外に参加者に無断で使用することはない。
- (7) 参加表明書及び提案書の提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加については認めない。
- (8) 本プロポーザルにて知り得た情報については、本プロポーザル以外の目的での使

- 用を固く禁止する。
- (9) 参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、当該参加表明書又は提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
 - (10) 選定された受託者の提案書及びヒアリングの内容は、特記仕様書として契約時に採用される。
 - (11) 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求めることがある。

1 2 問い合わせ先

〒271-0064

松戸市上本郷3978番地

松戸市病院事業建設事務局 開設準備関係業務担当

電話047-703-5855 FAX047-367-1131

E-mail: mcbkj@city.matsudo.chiba.jp